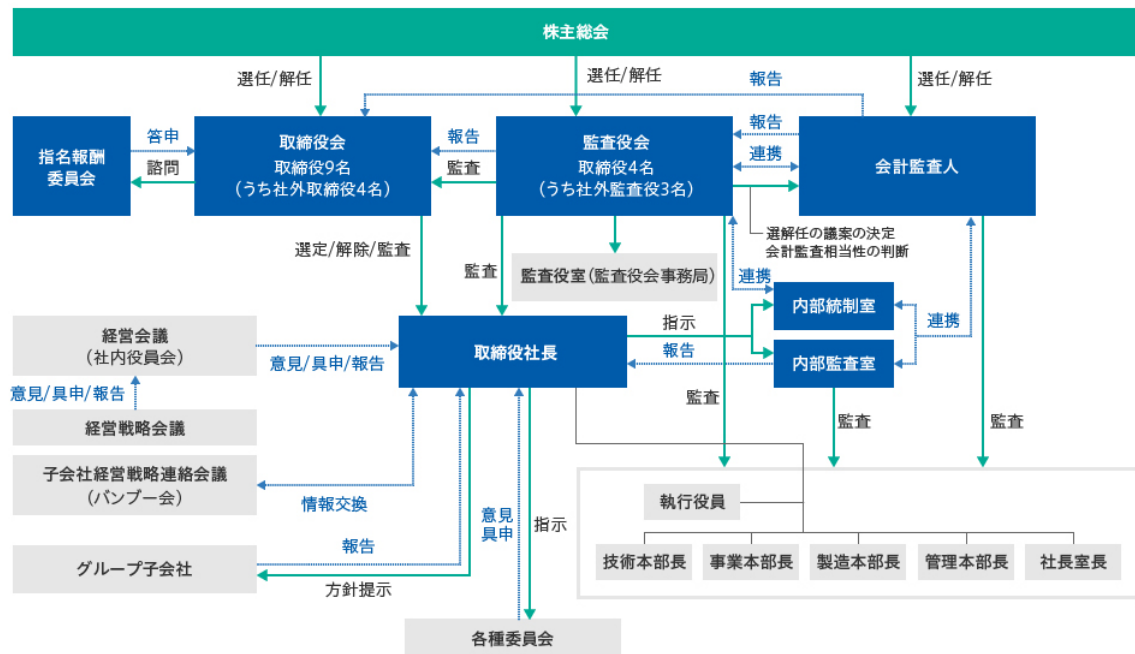


企業統治の体制

企業統治の概要

当社は、監査役会設置会社であり、業務執行の円滑化を図るため、取締役社長の諮問機関として、社内役員会及び各種委員会を設けています。前記会議には、常勤監査役及び内部統制室並びに内部監査室の担当者が出席しています。



内部統制システムの整備の状況

内部統制システムの基本的な考え方は、適正かつ効率的な業務の執行及びその監督・監査が可能な体制を維持するために、規則の整備や社員教育を柔軟に計画、実施し、実効性の確保を第一に構築することとしています。

その整備状況につきましては、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において「内部統制の基本方針」を決議し、その基本方針に基づき、平成 18 年 6 月 29 日開催の取締役会において、監査体制の強化のため監査室を内部監査室に再編するとともに、コンプライアンス規則及びリスク管理基本規則を制定し、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置するなど体制の充実を図りました。

その後、取締役社長を委員長とする内部統制システム構築委員会を発足させ、平成 20 年 3 月 28 日開催の取締役会において、「内部統制の基本方針」に金融商品取引法に定められた「財務報告に係る内部統制」に対する当社の方針を追加し、さらに平成 26 年の会社法改正に対応するなど、内部統制システムの整備、見直し、強化を行っています。また、平成 20 年 10 月 1 日付にて内部監査室を内部統制室と内部監査室に分離し、内部統制の推進と評価作業を明確に区分しております。今後随時、内部統制システムの実効性を高めるための整備、見直しを行っています。

今期におきましては、本社役職員及び子会社役職員に対してコンプライアンス教育の実施等を行い、内部統制システムの整備に向けた活動を行いました。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除につきましては、社会的基本的な考え方を日工グループ企業憲章の行動規範に明記し、また平成 20 年 3 月 28 日開催の取締役会において、「内部統制の基本方針」に企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針を追加し、反社会的勢力、団体との関係を一切持たないという強い意志のもと、事業活動を行うこととしています。

その整備状況につきましては、反社会的勢力に関する対応部署を定め、不当要求防止責任者の選任及び所轄警察署への届出を行っており、定期的な講習会や講演会への参加及び所轄警察署や近隣企業と情報交換等、反社会的勢力の動向に関する情報に基づいて反社会的勢力による被害防止の対策、社員教育を行っています。